

広島市障害者差別解消推進 条例施行後の取組状況

◎広島市障害者差別解消推進条例の施行

【正式名称】 広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

- 平成28年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行
- 平成28年12月議会にて「障害者差別を解消する施策を推進するための条例制定などを求める決議案」の決議
- 平成30年度～令和元年度 条例制定に向けた検討
 - 広島市障害者差別解消支援地域協議会（本協議会）の開催
 - 障害当事者との意見交換会の実施 等
- 令和2年3月24日公布
- 令和2年10月1日施行

◎条例施行後の取組状況

- 令和2年9月29日 条例施行に向けて「障害を理由とする差別の解消に向けた広島市シンポジウム」の開催
 - 87名参加
 - 第2回シンポジウム開催を検討するも、新型コロナウイルス感染症の影響で断念
- 市ホームページ・広報紙による周知広報
 - 広報紙「ひろしま市民と市政」10月1日号に記事掲載
- 職員研修の実施
 - 全職員対象のeラーニング：受講率95%
 - 本庁・区役所職員向け合同研修：513名受講
 - 道路・橋りょう整備等に携わる技術系職員向け疑似体験研修：17名受講

◎条例施行後の取組状況

- 事業者向けユニバーサルマナー研修の実施
 - 事業者25名参加
- 相談体制の整備に向けて、現行の相談窓口である「障害者110番」の拡充の検討（委託先である「広島市手をつなぐ育成会」との協議）
- 紛争解決の体制整備に向けて、条例に基づく「広島市障害者差別解消調整審議会」の設置及び第1回会議の開催
- パンフレット・ポスターの作成及び配布
- 事業者登録・表彰制度の検討（議題4）

